

## 綾瀬市市民協働事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬きらめき市民活動推進条例（平成16年綾瀬市条例第5号。以下「きらめき条例」という。）第8条第3号に規定する「市が行う事業への参入」のうち、「新しい公共」を創造するための有効な手段の一つである、市民協働事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新しい公共 市民の参加と選択のもとで、市民活動を行う団体と市が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり社会的課題を共助の精神で解決しようとする概念をいう。
- (2) 市民協働事業 市民活動を行う団体と市が、それぞれ自ら果たすべき役割及び責務を自覚し、社会的課題を解決するため、互いの自主性を尊重しながら、協力し合い、また、補完し合って行う事業をいう。
- (3) 市民提案型協働事業 市民活動を行う団体と市が協働して行う事業であって、市民活動を行う団体から市に対して提案する事業をいう。
- (4) 行政提案型協働事業 市民活動を行う団体と市が協働して行う事業であって、市から市民活動を行う団体に対して提案する事業をいう。

### (対象団体)

第3条 この制度の対象となる団体は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 2人以上で構成する団体であること。
- (2) 運営に関する規約や会則があり、予算・決算を適正に行っていること。
- (3) 営利を目的としない団体であること。

### (市民協働事業)

第4条 市民提案型協働事業の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 公益的な事業であって、協働で実施することにより社会的課題の解決が図られるもの
- (2) 具体的な効果や成果が期待でき、市民サービスの向上が図られるもの
- (3) 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果及び市

民の自治力の向上が期待できるもの

- (4) 実施体制、収支の見積り、成果目標等が適切であるもの
- (5) 「新しい公共」を創造する視点に立ち、市民活動を行う団体と市が信頼関係を築き、共に理解し合いながら意欲的に取り組むことができるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は対象としない。

- (1) きらめき条例第2条第1項各号に規定する活動
- (2) 特定の個人又は提案団体のみが利益を受ける事業に係るもの
- (3) 交流行事等の親睦を主な目的とするもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 既存事業で対応可能なもの
- (6) 財政的支援を主な目的とするもの
- (7) その他市長が不適當であると認めるもの

3 行政提案型事業は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市が負担金等を交付して行う事業
- (2) 市が委託して行う事業であって、その性質又は目的が競争入札に適しないもの
- (3) 前号に掲げるもののほか、市が協働し、又は協力して行う事業  
(市民協働事業実施の留意事項)

第5条 市民協働事業の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 相互理解の促進と対等な関係の保持
- (2) 課題と目的、プロセスの共有
- (3) 役割分担と責任の明確化
- (4) 公平性・公正性・透明性の確保  
(市民協働事業の提案又は募集)

第6条 市民提案型協働事業を提案しようとする市民活動を行う団体は、市民提案型協働事業提案書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市民提案型協働事業収支予算書（第2号様式）
- (2) 団体概要書（第3号様式）
- (3) 団体の定款、規約、会則等

- (4) 団体の前年度事業報告書
- (5) 団体の前年度収支決算書
- (6) 役員の名簿
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 行政提案型協働事業を提案しようとする市の担当課（以下「提案課」という。）は、行政提案型協働事業概要書（第4号様式）を市民協働主管課に提出するものとする。

（提案に対する措置）

第7条 市長は、前条第1項の提案があったときは、当該提案の内容に関連する課等を担当課として定める。

2 市長は、前条第2項の提案があったときは、当該提案の情報を公開するとともに、実施可能な団体の公募を行い、担当課が応募団体と協議する。

（綾瀬市市民協働事業審査委員会の設置）

第8条 市長は、第6条第1項に規定する当該提案の採否について意見を求めるために、市民協働事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会に関する事項は、別に定める。

（決定及び通知）

第9条 市長は、前条の審査委員会の意見をもとに、第6条に規定する提案事業の採否を行うため、副市長、教育長、当該提案の内容に関連する担当課の所管部長を招集し、市民協働事業選考会において決定する。

2 市長は、前項で決定した結果を市民提案型協働事業に関する結果通知書（第5号様式）により、第6条第1項に規定する提案を行った団体に、行政提案型協働事業に関する結果通知書（第6号様式）により、第6条第2項に規定する提案の受け入れを希望した団体にそれぞれ通知するものとする。

（市民協働事業の実施）

第10条 市民協働事業は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、綾瀬市契約規則（昭和53年綾瀬町規則第29号）その他契約等に関連する法令等に定めるところにより契約等を締結して行うものとする。

（事業報告）

第11条 市民協働事業を実施する団体及び提案課は、事業終了後30日以内に市民

協働事業実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市民協働事業収支決算書（第8号様式）
- (2) 市民協働事業評価票（第9号様式）
- (3) その他成果を証明するもの（写真、事業プログラム、チラシ等）  
（情報の公開）

第12条 市民協働事業に係る情報（提案者に属する情報を含む。）は、公開するものとする。ただし、個人に関する情報は除くものとする。

2 前項に規定する公開は、ホームページへの掲示、広報紙への掲載その他市長が適当と認める方法により行う。

（庶務）

第13条 市民協働事業の庶務は、市民協働主管課において処理する。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、市民協働事業に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

市民提案型協働事業提案書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

団体名

所在地

代表者職

氏名

綾瀬市市民協働事業実施要綱第6条第1項の規定により、市民提案型協働事業として次のとおり提案したいので、関係書類を添えて申請します。

①事業名称
②実施期間           年   月から           年   月まで（   年   ヵ月） （当該年度実施期間：   年   月から           年   月まで）
③事業費  千円
④事業の目的と協働による効果
⑤事業概要



第2号様式（第6条関係）

市民提案型協働事業収支予算書

事業名称

1 収入の部

（単位：千円）

科目	予算額	うち市 負担額	説 明
収入合計(A)			

2 支出の部

（単位：千円）

科目	予算額	うち市 負担額	説 明
支出合計(B)			

収入(A) - 支出(B) = 0

第3号様式（第6条関係）

団体概要書

ふりがな ①団体名称				
②代表者	職名	氏名		
③団体の所在地	〒			
	T E L		F A X	
	Eメール			
	U R L			
④連絡担当者 及び連絡先	氏 名			
	郵 送 先	〒		
	T E L		F A X	
	Eメール			
⑤設立年月日	年 月 日 (法人取得 年 月 日)			
⑥会員数	個人会員 人(うち綾瀬市民 人)、団体会員 団体			
⑦設立目的・経緯				
⑧主な事業及び活動内容				
⑨主な活動場所				

第4号様式（第6条関係）

行政提案型協働事業概要書

年 月 日

市民協働主管課長

提案課 所 属

職・氏名

綾瀬市市民協働事業実施要綱第6条第2項の規定により、次のとおり行政提案型協働事業に係る提案について提出します。

①事業名称
②種類（該当するものに○） 1 市が負担金等を交付して行う事業 2 市が委託して行う事業 3 上記のほか、市が協働し、又は協力して行う事業
③実施期間 年 月から 年 月まで（ 年 カ月） （当該年度実施期間： 年 月から 年 月まで）
④事業費 千円 （事業費の主な用途 )
⑤事業の目的と協働による効果
⑥事業の概要
⑦内容詳細（別紙添付可）
⑧達成する目標値
⑨添付資料

第5号様式（第9条関係）

市民提案型協働事業に関する提案結果通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

貴団体が提出した市民提案型協働事業に係る提案について、綾瀬市市民協働事業実施要綱第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

事業名称	
提案の採否	採用 ・ 不採用
採否の理由 及び意見	
担当課等名 (連絡先)	
摘要	

(注) 実際の事業化に当たっては、予算措置を講じた上で、地方自治法、綾瀬市契約規則その他契約に関する法令にのっとり、相手方を選定することになります。

第6号様式（第9条関係）

行政提案型協働事業に関する提案結果通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

貴団体が提出した行政提案型協働事業に係る提案について、綾瀬市市民協働事業実施要綱第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

事業名称	
提案の採否	採用 ・ 不採用
採否の理由 及び意見	
提案課等名 (連絡先)	
摘要	

(注) 実際の事業化に当たっては、予算措置を講じた上で、地方自治法、綾瀬市契約規則その他契約に関する法令にのっとり、相手方を選定することになります。

第7号様式（第11条関係）

市民協働事業実績報告書

年 月 日

綾瀬市長

団 体	団体名	
	所在地	
	代表者職・氏名	
担 当 課	所属名	
	職・氏名	

①事業名称
②実施期間 年 月から 年 月まで（ 年 カ月） （当該年度実施期間： 年 月から 年 月まで）
③事業費  円
④協働の役割分担内容と決定方法
⑤事業内容
⑥事業成果
⑦今後の課題及び予定

※ 添付書類

- 1 市民協働事業収支決算書（第7号様式）
- 2 市民協働事業評価票（第8号様式）
- 3 その他成果を証明するもの（写真、プログラム、チラシ等）

第8号様式（第11条関係）

市民協働事業収支決算書

事業名

1 収入の部

（単位：円）

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	うち 市負担額	増減 (B)－(A)	説 明
収入合計					

2 支出の部

（単位：円）

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	うち 市負担額	増減 (B)－(A)	説 明
支出合計					

収支決算額(収入－支出)＝0円

第9号様式（第11条関係）

市民協働事業評価票

事業名	
団体名 (所属名)	
協働の 相手方	

事業 区分	新規 継続
提案 区分	市民提案 行政提案

評価内容

(1) 協働の相手方との対等な関係を意識・保持しながら企画・事業を行うことができましたか。

できた                      まあまあできた                      あまりできなかった

理由

(2) 事業の課題認識と目的を協働の相手方と共有することができましたか。

共有できた                      まあまあできた                      あまりできなかった

理由

(3) 自らは、当初想定した役割を果たすことができましたか。

果たせた                      まあまあ果たせた                      あまり果たせなかった

理由

(4) 協働の相手方は、当初想定した役割を果たすことができましたか。

果たせた                      まあまあ果たせた                      あまり果たせなかった

理由

(5) 協働での取り組みを、組織内部で情報共有することはできましたか。

できた                      まあまあできた                      あまりできなかった

理由

(6) この事業を協働により実施することで、効果は上がりましたか。

とても上がった                      まあまあ上がった                      あまり上がらなかった

理由

(7) その他、この事業を通じて感じたことや、相手方への要望、市民協働事業制度の改善策等について記入してください。